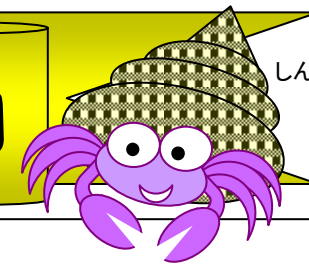




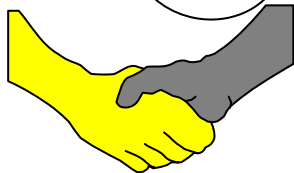
あんちゃん



しん君

横浜市民間住宅あんしん入居事業のご案内

家を借りたい。
家賃は支払える。
でも、保証人が
いないので…
福祉サービスも必要で…



横浜市と不動産店・家主さん、保証会社が協力して、あなたを支援します。

まずは

次のところでご相談下さい。不動産店をご紹介します。
左下欄の対象者のうち
①～⑤の方は 横浜市住宅供給公社、区福祉保健センター
⑥の方は 児童相談所
⑦⑧⑨の方は 区福祉保健センター
⑩の方は かながわ外国人すまいサポートセンター(Tel.228-1752)

次に

不動産店であなたの希望を伝え、物件を紹介してもらいます。
(ご希望に添えない場合もあります。)

そして

物件が決まったら、横浜市の指定する保証会社と保証契約を結び、「保証料※」を支払います。(保証期間2年間 その後更新も可能です)
※ひと月分の家賃・共益費等の30% (ひと月10万円ならば3万円)
契約が成立すると、保証会社が滞納家賃等の保証をします。

注意

保証会社では、保証契約を結ぶための審査があります。
審査が通らなかった場合は、この制度は使えません。

なお

家賃を滞納した場合には保証会社が代わりに支払うもので、あなたの支払いがゼロになる制度ではありません。
保証会社から請求があり、保証会社に支払いをしなくてはなりません。
また、滞納が続いた場合、保証会社に返済できない場合は、退居していただくことがあります。

さらに

自立生活を継続するため、福祉サービスの利用をご希望の方は、各区役所福祉保健センターにご相談下さい。

対象②(障害のある方)で、次のいずれにも該当する方には、保証会社に支払う初回保証料を横浜市が助成します。
◆市民税非課税、障害者施設を退所、もしくは精神科病院を退院する方
◆生活保護を受給していないこと
◆過去にこの助成をうけていないこと
【注意】最初の賃貸借契約のときの保証料のみです。更新時は対象になりません。
(民間住宅あんしん入居保証料助成事業)

対象となるのは、契約を結ぶ方(注)が①～⑩に該当する場合です。

- ①高齢者
- ②障害のある方
- ③特定疾患の方
- ④ひとり親家庭の方
- ⑤子育て世帯の方
- ⑥児童福祉施設等を退所する方、退所した方
- ⑦生活保護を受けている方
- ⑧配偶者等からの暴力※による被害にあった方 ※ドメスティック・バイオレンス(DV)
- ⑨ホームレス自立支援施設を退所する方
- ⑩外国人の方

(市内在住等の要件がありますので、詳細は裏面でご確認下さい)

また、以下に該当することも必要です。

- 連帯保証人の確保に困窮している。
- 家賃等及び事業を利用するに当たり必要な費用を納入できる。
- 家賃保証委託契約及び賃貸借契約を締結できる。
- 自立生活ができ、他の居住者と円満な共同生活をおくれる。
- 緊急時の連絡先を確保できる。

(注)一般的に契約者となるべき人がいるにもかかわらず、対象者の要件に該当する人を契約者とすることはできません。

お問合せ 横浜市住宅供給公社 住まい・まちづくり相談センター「住まいるイン」あんしん入居係
電話:451-7763 FAX:451-7707(平日9:00~18:00、土日祝10:00~18:00/ 定休日 水曜日)

制度の対象者			不動産店に提出又は提示する書類等
対象	定義	在住等の要件	
高齢者	満60歳以上の方	市内に6か月以上在住	①住民票【提出】
		市内の施設に6か月以上入所	①施設長の証明（又は福祉保健センター長の証明）【提出】
		横浜市の措置により市外施設に6か月以上入所	
障害者 （身体・知的）	身体障害者手帳を所持する方 愛の手帳を所持する方	市内に6か月以上在住	手帳【提示】及び住民票【提出】
		市内の施設に6か月以上入所	①施設長の証明（又は福祉保健センター長の証明）【提出】
		横浜市の決定により市外施設に6か月以上入所	
障害者 （精神）	精神障害者保健福祉手帳を所持する方	市内に6か月以上在住	①手帳【提示】 ②住民票【提出】
		市内の精神障害者施設又は精神科病院に6か月以上入所 又は入院	①当該施設の施設長の証明又は当該病院の病院長の証明 （又は福祉保健センター長の証明）【提出】
		市外の精神障害者施設又は精神科病院に6か月以上入所 又は入院しており、直前まで市内に在住	
特定疾患患者	神奈川県特定疾患医療受給者証又は神奈川県特定疾患 登録者証を所持する方	市内に6か月以上在住	①神奈川県特定疾患医療受給者証又は神奈川県特定疾患登録者証【提示】 ②住民票【提出】
母子家庭の母等	20歳未満の子が同居し、配偶者がいない方	市内に6か月以上在住	配偶者なし ①住民票【提出】
	児童扶養手当を受けている方		手当 ①児童扶養手当証書【提示】 ②住民票【提出】
子育て世帯	未就学児がいて、市民税非課税の世帯	市内に6か月以上在住	①住民票【提出】 ②市民税非課税証明書【提出】
児童福祉施設等退 所者	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治 療施設、自立援助ホームを退所または里親から自立す る予定の方	市内の施設に6か月以上入所	①児童相談所長の証明又は施設長の証明【提出】
		横浜市の措置により市外施設に入所（通算の措置期間6 か月以上）	
	上記の施設を退所、または里親から自立された方で2 5歳未満の方	市内施設または横浜市の措置により入所した市外施設を 退所後、市内に6か月以上在住	①児童相談所長の証明又は施設長の証明【提出】
生活保護受給者	横浜市の生活保護を受けている方	市内の施設に6か月以上入所	①福祉保健センター長の証明又は施設長の証明【提出】
DV※被害者 ※夫などからの暴力 （ドメスティック・ バイオレンス）	福祉保健センターにDVを理由として相談して緊急一 時保護施設に入所し、退所する予定の方または、退所 後1年未満の方		①福祉保健センター長の証明【提出】
ホームレス自立支 援施設退所者	横浜市ホームレス自立支援施設「はまかぜ」を退所す る予定の方		
外国人	6か月以上の在留資格により国内在住が認められてい る方	市内に6か月以上在住	①旅券又は外国人登録証明書【提示】 ②外国人登録原票記載事項証明書(市内在住期間が記載されたもの) 又は(在勤・在学証明)【提出】
		市内の事業所・学校に6か月以上在勤・在学	
		入国後6か月未満の方は、申請時に市内に在住・在勤・ 在学	

※この他、賃貸借契約に必要な書類等（住民票、印鑑証明、実印等）や保証会社の審査に必要な本人確認等の証明書（運転免許証、保険証等）を求められる場合があります。協力不動産店にご確認下さい。

※障害のある方で初回保証料の助成対象の方（下記◆いずれにも該当する方）は、上記書類を提出・提示するとともに、契約者等の非課税証明書の提出が必要となります。

◆契約者等が市民税非課税、もしくは施設退所者または精神科病院退院者であること◆生活保護を受給していないこと◆過去にこの助成をうけていないこと